

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

同族会社とは

Q : 今年度の税制改正で、同族会社の意義が見直されたそうですが、どのような会社を同族会社というのですか？

A : 次の会社をいいます。

【解説】

同族会社とは、次の①又は②の要件を満たす会社をいいます。

① 株主等の3人以下(自己株式を有しているときは、その会社を除く)並びにこれらと特殊関係にある個人及び法人(A)が、その会社の発行済株式又は出資(会社が有する自己株式又は出資は除く)の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する会社

② (A)が、その会社の次の議決権のいずれかにつき、その総数(議決権を行使できない株主が有する議決権の数を除く)の50%を超える数を有している会社又はその会社の株主等の総数の半数を超える数を占めている会社

イ. 事業の全部もしくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権

ロ. 役員を選任及び解任に関する決議に係る議決権

ハ. 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権

ニ. 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議にかかる議決権

